

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事
工事地名	埼玉県吉川市上内川地先～埼玉県三郷市戸ヶ崎地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	12) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	江戸川河川事務所 管理課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	202601004	14) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	17) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		18) 調 整 区 分	0
8) 工 期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	20) 現場管理費対象額	
10) 地 区	浦和地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	江戸川本川	22) 処 分 費 等	
		23) 公 告 日	令和 8年 1月28日
		24) 入 札 締 切 日	年 月 日
堤防除草工	1		
堤防養生工	1		
維持修繕工	1		
情況把握業務	1		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持		式	1		82,644,058				
除草工		式	1		57,764,026				
堤防除草工		式	1		45,985,099				
除草 江戸川 肩掛け式		m2	50,800	43.22	2,195,576			単-1号	
除草 江戸川 ハンドガイド式		m2	3,464,000	11.21	38,831,440			単-2号	
除草 中川 肩掛け式		m2	62,500	43.22	2,701,250			単-3号	
除草 飛散防止対策 中川 肩掛け式		m2	10,600	102.4	1,085,440			単-4号	
除草 中川 ハンドガイド式		m2	70,300	11.21	788,063			単-5号	
除草 三郷放水路 肩掛け式		m2	6,500	43.22	280,930			単-6号	
除草 飛散防止対策 三郷放水路 肩掛け式		m2	1,000	102.4	102,400			単-7号	
堤防除草工 用地買収地		式	1		1,527,440				
除草 江戸川 肩掛け式		m2	23,800	43.22	1,028,636			単-8号	

設計内訳書

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
除草 飛散防止対策 江戸川 肩掛け式		m2	2,200	102.4	225,280			単-9号	
除草 江戸川 ハンドガイド式		m2	24,400	11.21	273,524			単-10号	
堤防集草工		式	1		10,033,599				
人力集草積込 江戸川		m2	5,600	41.11	230,216			単-11号	
機械集草積込 江戸川		m2	258,000	26.98	6,960,840			単-12号	
人力集草積込 中川		m2	43,400	41.11	1,784,174			単-13号	
機械集草積込 中川		m2	27,800	26.98	750,044			単-14号	
人力集草積込 三郷放水路		m2	7,500	41.11	308,325			単-15号	
堤防集草工 用地買収地		式	1		217,888				
人力集草積込 江戸川		m2	3,200	41.11	131,552			単-16号	
機械集草積込 江戸川		m2	3,200	26.98	86,336			単-17号	
除草処分工		式	1		5,867,588				

設計内訳書

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
刈草運搬工		式	1		2,791,264				
刈草運搬 江戸川 三郷市		m2	263,000	8.4	2,209,200			単-18号	
刈草運搬 中川 三郷市		m2	71,300	7.28	519,064			単-19号	
刈草運搬 三郷放水路		m2	7,500	8.4	63,000			単-20号	
刈草運搬工 用地買収地		式	1		39,424				
刈草運搬 江戸川 吉川市		m2	6,400	6.16	39,424			単-21号	
刈草処分工		式	1						
刈草処分 三郷市		t	156					単-22号	
刈草処分工 用地買収地		式	1						
刈草処分 吉川市		t	3					単-23号	
堤防養生工		式	1		17,225,344				
芝養生工		式	1		17,225,344				

設計内訳書

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
施肥	肥料使用量 300kg/万m ²	m2	147,000	13.82	2,031,540			単-24号	
抜根	抜根+集草+積込運搬	m2	38,400	108.6	4,170,240			単-25号	
除草 吉川市 ハンドガイド式		m2	428,000	11.21	4,797,880			単-26号	
除草 吉川市 肩掛け式		m2	2,800	43.22	121,016			単-27号	
機械集草積込 江戸川		m2	222,000	26.98	5,989,560			単-28号	
人力集草積込 江戸川		m2	2,800	41.11	115,108			単-29号	
養生処分工		式	1		1,787,100				
刈草運搬工		式	1		1,386,000				
刈草運搬 江戸川 吉川市		m2	225,000	6.16	1,386,000			単-30号	
刈草処分工		式	1						
刈草処分 吉川市		t	21					単-31号	
河川修繕		式	1		5,286,100				

設計内訳書

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
雑工		式	1		5,286,100				
雑工		式	1		5,286,100				
雑工		式	1		2,641,800			内-1号	
機械経費・材料費		式	1		2,589,300			内-2号	
処分費		式	1					内-3号	
直接工事費		式	1		87,930,158				
共通仮設費		式	1		7,279,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		7,279,000				
純工事費		式	1		95,209,158				
現場管理費		式	1		31,438,000				
工事原価		式	1		126,647,158				
一般管理費等		式	1		20,922,842				

設計内訳書

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事					事業区分		河川維持・修繕	
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
業務委託料		式	1		1,750,000				
工事価格		式	1		149,320,000				
消費税相当額		式	1		14,932,000				
工事費計		式	1		164,252,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 雑工

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	100	26, 418	2, 641, 800			
合 計					2, 641, 800			

一式当たり内訳書

機械経費・材料費
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
バックホウ	0. 28m3標準型	台	180	14, 385	2, 589, 300			
合 計					2, 589, 300			

一式当たり内訳書

処分費

第 3号内訳書

單僱使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	除草 江戸川 肩掛け式		単位	m2	数量	1	単価	43.22
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	43.22	43.22		
計						43.22		
単価						43.22	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	除草 江戸川 ハンドガイド式		単位	m2	数量	1	単価	11.21
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドガイド式(刈幅150cm)	m 2	1	11.21	11.21		
計						11.21		
単価						11.21	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	除草 中川 肩掛け式		単位	m2	数量	1	単価	43.22
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	43.22	43.22		
計						43.22		
単価						43.22	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	除草 飛散防止対策 中川 肩掛け式		単位	m2	数量	1,000	単価	102.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.13	33,354	4,336.02		
特殊作業員			人	2.6	29,580	76,908		
普通作業員			人	0.66	26,418	17,435.88		
機械損料		上下逆回転式肩掛け除草機	日	2.6	316	821.6		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		2,898.5		
計						102,400		
単価						102.4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	除草 中川 ハンドガイド式		単位	m2	数量	1	単価	11.21
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドガイド式(刈幅150cm)	m 2	1	11.21	11.21		
計						11.21		
単価						11.21	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	除草 三郷放水路 肩掛け式		単位	m2	数量	1	単価	43.22
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛け式(カット径255mm) 無し	m 2	1	43.22	43.22		
計						43.22		
単価						43.22	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	除草 飛散防止対策 三郷放水路 肩掛け式		単位	m2	数量	1,000	単価	102.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.13	33,354	4,336.02		
特殊作業員			人	2.6	29,580	76,908		
普通作業員			人	0.66	26,418	17,435.88		
機械損料		上下逆回転式肩掛け除草機	日	2.6	316	821.6		
諸雑費（率+まるめ） 3%			式	1		2,898.5		
計						102,400		
単価						102.4	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-8号	除草 江戸川 肩掛け式		単位	m2	数量	1	単価	43.22
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	除草	肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	43.22	43.22		
	計					43.22		
	単価					43.22	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	除草 飛散防止対策 江戸川 肩掛け式		単位	m2	数量	1,000	単価	102.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.13	33,354	4,336.02		
特殊作業員			人	2.6	29,580	76,908		
普通作業員			人	0.66	26,418	17,435.88		
機械損料		上下逆回転式肩掛け除草機	日	2.6	316	821.6		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		2,898.5		
計						102,400		
単価						102.4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	除草 江戸川 ハンドガイド式		単位	m2	数量	1	単価	11.21
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドガイド式(刈幅150cm)	m 2	1	11.21	11.21		
計						11.21		
単価						11.21	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	人力集草積込 江戸川		単位	m2	数量	1	単価	41.11
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	25.25	25.25		
積込・荷卸		ダンプトラック(オソロート・デイエール・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						41.11		
単価						41.11	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	機械集草積込 江戸川		単位	m2	数量	1	単価	26.98
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		ハットカイト式(集草幅200cm)	m 2	1	11.12	11.12		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						26.98		
単価						26.98	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	人力集草積込 中川		単位	m2	数量	1	単価	41.11
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	25.25	25.25		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						41.11		
単価						41.11	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	機械集草積込 中川		単位	m2	数量	1	単価	26.98
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		ハットカイト式(集草幅200cm)	m 2	1	11.12	11.12		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						26.98		
単価						26.98	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	人力集草積込 三郷放水路		単位	m2	数量	1	単価	41.11
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	25.25	25.25		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						41.11		
単価						41.11	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	人力集草積込 江戸川		単位	m2	数量	1	単価	41.11
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	25.25	25.25		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						41.11		
単価						41.11	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	機械集草積込 江戸川		単位	m2	数量	1	単価	26.98
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		ハントカイト式(集草幅200cm)	m 2	1	11.12	11.12		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						26.98		
単価						26.98	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	刈草運搬 江戸川 三郷市		単位	m2	数量	1	単価	8.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 1 5.5km以下 全ての費用	m 2	1	8.4	8.4		
計						8.4		
単価						8.4	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一19号	刈草運搬 中川 三郷市		単位	m2	数量	1	単価	7.28
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 1 2.0km以下 全ての費用	m 2	1	7.28	7.28		
計						7.28		
単価						7.28	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	刈草運搬 三郷放水路		単位	m2	数量	1	単価	8.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 1 5.5km以下 全ての費用	m 2	1	8.4	8.4		
計						8.4		
単価						8.4	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	刈草運搬 江戸川 吉川市		単位	m2	数量	1	単価	6.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 8 .5km以下 全ての費用	m 2	1	6.16	6.16		
計						6.16		
単価						6.16	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	刈草処分 三郷市		単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			t	1				
計								
単価							円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一23号	刈草処分 吉川市		単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			t	1				
計								
単価							円/t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一24号	施肥	肥料使用量 300kg/万m2	単位	m2	数量	1	単価	13.82
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
施肥		全ての費用	m 2	1	13.82	13.82		
計						13.82		
単価						13.82	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	抜根	抜根+集草+積込運搬	単位	m2	数量	1	単価	108.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
抜根		抜根+集草+積込運搬 全ての費用	m 2	1	108.6	108.6		
計						108.6		
単価						108.6	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	除草 吉川市 ハンドガイド式		単位	m2	数量	1	単価	11.21
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドガイド式(刈幅150cm)	m 2	1	11.21	11.21		
計						11.21		
単価						11.21	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一27号	除草 吉川市 肩掛け式		単位	m2	数量	1	単価	43.22
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛け式(カット径255mm) 無し	m 2	1	43.22	43.22		
計						43.22		
単価						43.22	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一28号	機械集草積込 江戸川		単位	m2	数量	1	単価	26.98
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		ハットカイト式(集草幅200cm)	m 2	1	11.12	11.12		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						26.98		
単価						26.98	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一29号	人力集草積込 江戸川		単位	m2	数量	1	単価	41.11
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	25.25	25.25		
積込・荷卸		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.86	15.86		
計						41.11		
単価						41.11	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一30号	刈草運搬 江戸川 吉川市		単位	m2	数量	1	単価	6.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 8 .5km以下 全ての費用	m 2	1	6.16	6.16		
計						6.16		
単価						6.16	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	刈草処分 吉川市		単位	t	数量	1	単価	■
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			t	1	■	■		
計						■		
単価						■	円／t	

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費	87,930,158
(2) 共通仮設費	7,279,000
(3) 純工事費	95,209,158

(1)+(2)

(4) 現場管理費	31,438,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6) 工事原価	126,647,158
(3)+(4)+(5)+(18)	

(7') 一般管理費等(計上額)	20,922,842
------------------	------------

(8') その他費目計	0
-------------	---

(9) 業務委託料等	1,750,000
-------------	-----------

(10) 工事価格	149,320,000
-----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額	14,932,000
-------------	------------

(12) 請負工事価格	164,252,000
-------------	-------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格	149,320,000
--------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格	147,796,000
-------------	-------------

(15) 調査基準価格の100/110	134,360,000
---------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費	0
---------------	---

(17) 工場管理費	0
------------	---

(18) 工場製作原価	0
-------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	20,931,799	)
-------------------	------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	87,930,158	直接工事費	87,930,158	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	3,493,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		855,096				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		855,096（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		87,075,062		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		84,437,158			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.83 %		0 %		
施工地域等補正		1.2 ICT施工補正		1		
率（補正後）		8.36 %（8.2 % × 週休1.02）				
計上額		7,279,000		0 0		
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0		調整工事計上額 0		

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	87,930,158		
非対象額計（－）	3,493,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	3,493,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					7,279,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	95,209,158	単独（追加工事）直接工事費	87,930,158	単独（追加工事）共通仮設費	7,279,000
非対象額計（一）	855,096				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	855,096	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	94,354,062	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	91,716,158		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.41 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33.32 %（32.35% × 週休1.03）		0 %		
計上額	31,438,000		0		0
			9,526,616（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	江戸川河川事務所 管理課	工事番号	202601004	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				河川維持工事

工事原価	126,647,158				
純工事費	95,209,158	現場管理費	31,438,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	855,096				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	855,096	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	125,792,062	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	123,154,158	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	125,792,062				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.6 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	20,922,842				
業務委託料等	1,750,000				
調査基準価格	147,796,000				
調査基準価格の100/110	134,360,000	（ 89.98 % ）			

業務委託料等（当初）

事務所名	江戸川河川事務所 管理課	工事番号	202601004	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	1,750,000
-------	-----------

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 三郷・吉川河川維持工事

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
除草 江戸川 肩掛け式		m2		50,800		
除草 江戸川 ハンドガイド式		m2		3,464,000		
除草 中川 肩掛け式		m2		62,500		
除草 飛散防止対策 中川 肩掛け式		m2		10,600		
除草 中川 ハンドガイド式		m2		70,300		
除草 三郷放水路 肩掛け式		m2		6,500		
除草 飛散防止対策 三郷放水路 肩掛け式		m2		1,000		
堤防除草工 用地買収地		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
除草 江戸川 肩掛け式		m2		23, 800		
除草 飛散防止対策 江戸川 肩掛け式		m2		2, 200		
除草 江戸川 ハンドガイド式		m2		24, 400		
堤防集草工		式		1		
人力集草積込 江戸川		m2		5, 600		
機械集草積込 江戸川		m2		258, 000		
人力集草積込 中川		m2		43, 400		
機械集草積込 中川		m2		27, 800		
人力集草積込 三郷放水路		m2		7, 500		
堤防集草工 用地買収地		式		1		
人力集草積込 江戸川		m2		3, 200		

工事数量総括表

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
機械集草積込 江戸川		m2		3, 200		
除草処分工		式		1		
刈草運搬工		式		1		
刈草運搬 江戸川 三郷市		m2		263, 000		
刈草運搬 中川 三郷市		m2		71, 300		
刈草運搬 三郷放水路		m2		7, 500		
刈草運搬工 用地買収地		式		1		
刈草運搬 江戸川 吉川市		m2		6, 400		
刈草処分工		式		1		
刈草処分 三郷市		t		156		
刈草処分工 用地買収地		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
刈草処分 吉川市		t		3		
堤防養生工		式		1		
芝養生工		式		1		
施肥	肥料使用量 300kg/万m2	m2		147, 000		
抜根	抜根+集草+積込運搬	m2		38, 400		
除草 吉川市 ハンドガイド式		m2		428, 000		
除草 吉川市 肩掛け式		m2		2, 800		
機械集草積込 江戸川		m 2		222, 000		
人力集草積込 江戸川		m 2		2, 800		
養生処分工		式		1		
刈草運搬工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
刈草運搬 江戸川 吉川市		m2		225,000		
刈草処分工		式		1		
刈草処分 吉川市		t		21		
河川修繕		式		1		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
機械経費・材料費		式		1		
処分費		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

鏡

1. 業務名

業務名	R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川状況把握業務）
履行場所	埼玉県吉川市上内川地先～埼玉県三郷市戸ヶ崎地先

2. 業務内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	7) 施工県	埼玉県
2) 事務所名	江戸川河川事務所 管理課	8) 地 区	浦和地区
3) 業務番号	20251010171237	9) 河川・路線	江戸川本川・中川・三郷放水路
4) 契約区分	単年度（繰越しを含む）の分任官	1 0) 設計年月	令和 8年 3月
5) 変更回数		1 1) 労務費一括割増	0%
6) 履行期間	365 日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (第 回変更) 至 年 月 日	1 2) 単価適用年月	令和 8年 3月
		1 3) 歩掛適用年月	令和 8年 3月
		1 4) 前請負業務費	円
		1 5) 前契約額	円
設計説明	業務内容		
本業務は、三郷出張所管内において状況把握を実施するものである。	河川状況把握業務 1 式		

3. 予算科目

1) 予算科目	2) 目	3) 目の細分	4) 事業名
河川整備事業費	河川維持修繕費	工事費	利根川（江戸川）
河川整備事業費	河川維持修繕費	工事費	中川
受託工事費	受託工事費		三郷放水路

設計内訳書

業務名	R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川状況把握業務）				業 種 項 目	発注者支援業務等 河川状況把握業務		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川状況把握業務		式	1		832,952			
河川状況把握		式	1		832,952			
河川状況把握		式	1		832,952			
事前調査・通報訓練		式	1		417,200			内 1 号
状況把握 江戸川		式	1		130,176			内 2 号
状況把握 中川・三郷放水路		式	1		130,176			内 3 号
講習		式	1		155,400			内 4 号
打合せ		式	1		59,600			

設計内訳書

業務名	R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川状況把握業務）				業 種 項 目	発注者支援業務等 打合せ		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
打合せ		式	1		59,600			
業務打合せ		式	1		59,600			
業務打合せ		式	1		59,600			内 5 号
直接経費		式	1		26,848			
旅費交通費		式	1		26,848			
旅費交通費		式	1		26,848			
旅費交通費（事前調査・通報訓練）		式	1		13,288			内 6 号
旅費交通費（状況把握）		式	1		13,560			内 7 号

設計内訳書

業務名	R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川状況把握業務）				業 種 項 目	発注者支援業務等 直接原価（その他原価除く）		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接原価（その他原価除く）		式	1		919,400			
その他原価		式	1		223,138			
一般管理費等		式	1		607,462			
業務価格		式	1		1,750,000			
消費税相当額		式	1		175,000			
業務委託料		式	1		1,925,000			

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 1 号	事前調査・通報訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	河川巡視		式	1		417, 200	
計						417, 200	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 2 号	情況把握						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	情況把握 (5:00～22:00 連続8時間以内)		時間	8	11, 251	90, 008	
	情況把握 (5:00～22:00 超勤)		時間	4	10, 042	40, 168	
計						130, 176	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 3 号	情況把握						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	情況把握 (5:00～22:00 連続8時間以内)		時間	8	11, 251	90, 008	
	情況把握 (5:00～22:00 超勤)		時間	4	10, 042	40, 168	
計						130, 176	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 4 号	講習						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	講習		日	1. 5	103, 600	155, 400	
計						155, 400	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 5 号	業務打合せ						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	業務打合せ		回	2	29, 800	59, 600	
計						59, 600	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 6 号	旅費交通費（事前調査・通報訓練）						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	ライトバン運転（実施訓練）		台	4	3, 322	13, 288	
計						13, 288	

1 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

内 7 号	旅費交通費（状況把握）						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	ライトバン運転（状況把握）						
			時間	24	565	13, 560	
計						13, 560	

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	河川巡視						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費							
			式	1		417, 200	
	技師（A）						
			人	1	59, 600	59, 600	
	技術員						
			人	4	36, 100	144, 400	
	普通作業員						
			人	4	25, 900	103, 600	
	一般運転手						
			人	4	27, 400	109, 600	
計						417, 200	

情况把握

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026.03 2026.03 1.000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	---

1	情况把握 (5:00~22:00 連続8時間以内)		単位	時間	数量	1	単価	11,251
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		11,251		
	技術員		時間	1	4,588	4,588		
	普通作業員		時間	1	3,238	3,238		
	一般運転手		時間	1	3,425	3,425		
計						11,251		
単価						11,251	円／時間	

情况把握

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

]	情况把握 (5:00～22:00 超勤)		単位	時間	数量	1	単価	10, 042
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		10, 042		
	技術員		時間	1	3, 154	3, 154		
	普通作業員		時間	1	3, 407	3, 407		
	一般運転手		時間	1	3, 481	3, 481		
計						10, 042		
単価						10, 042	円／時間	

情况把握

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026.03 2026.03 1.000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	---

項目	名称・規格	条件	単位	時間	数量	金額	単価	摘要
直接人件費			式	1		11,251		
	技術員		時間	1	4,588	4,588		
	普通作業員		時間	1	3,238	3,238		
	一般運転手		時間	1	3,425	3,425		
計						11,251		
単価						11,251	円／時間	

情况把握

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

1	情况把握 (5:00～22:00 超勤)		単位	時間	数量	1	単価	10, 042
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		10, 042		
	技術員		時間	1	3, 154	3, 154		
	普通作業員		時間	1	3, 407	3, 407		
	一般運転手		時間	1	3, 481	3, 481		
計						10, 042		
単価						10, 042	円／時間	

講習

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	講習		単位	日	数量	1	単価	103, 600
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		103, 600		
	普通作業員		人	4	25, 900	103, 600		
計						103, 600		
単価						103, 600	円／日	

業務打合せ

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	業務打合せ		単位	回	数量	1	単価	29, 800
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		29, 800		
	技師（A）		人	0. 5	59, 600	29, 800		
計						29, 800		
単価						29, 800	円／回	

旅費交通費（事前調査・通報訓練）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	ライトバン運転（実施訓練）		単位	台	数量	1	単価	3, 322
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費			式	1		1, 490		
	ガソリン レギュラー		L	10. 8	138	1, 490		
機械経費			式	1		1, 832		
	ライトバン 1. 5L 運転時間当り損料		時間	4	193	772		
	ライトバン 1. 5L 供用日当り損料		日	1	1, 060	1, 060		
計						3, 322		
単価						3, 322	円／台	

旅費交通費（状況把握）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026.03 2026.03 1.000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

項目	名称・規格	条件	単位	時間	数量	金額	単価	摘要
材料費			式	1		372		
機械経費	ガソリン レギュラー		L	2.7	138	372		
			式	1		193		
	ライトバン 1.5L 運転時間当り損料		時間	1	193	193		
計						565		
単価						565	円／時間	

請 負 業 務 費（業 務 委 託 料）計 算 書

令和 7 年度		当初		
R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川状況把握業務）				
(測量業務価格) 直接測量費〔成果検定費を除く〕 円 諸経費 円 成果検定費 円 諸経費非対象（成果検定費以外） 円	(地質 一般調査業務費) 直接調査費 円 間接調査費 円 諸経費 円 一般調査業務費 円	(地質 解析等調査業務費) 直接原価（その他原価除く） 円 その他原価 円 一般管理費等 円 解析等調査業務費 円	(設計 業務価格) 直接原価（その他原価除く） 円 その他原価 円 一般管理費等 円	(発注者支援業務等) 直接原価（その他原価除く） 919,400円 その他原価 223,138円 一般管理費等 607,462円
測量業務価格 円		調査業務価格 円	業務価格 円	業務価格 1,750,000円

業務価格（合計）

1,750,000円

消費税相当額

175,000円

請負業務費（業務委託料）

1,925,000円

調査基準価格

1,551,000円

調査基準価格の100/110（万円未満切捨て）

1,410,000円

業務価格（合計）

1,750,000円

 × 10 / 100)

業務価格（合計）

1,750,000円

 +

消費税相当額
175,000円

)

諸経費計算書

（発注者支援業務等）

その他原価			直接人件費		α		$(1 - \alpha)$
223,138円	=		892,552円	×	20.0%	/	80.0%
業務原価			直接原価（その他原価除く）		その他原価		
1,142,538円	=		919,400円	+	223,138円		
一般管理費等（調整前）			業務原価		β		$(1 - \beta)$
615,256円	=		1,142,538円	×	35.0%	/	65.0%
一般管理費等			一般管理費等（調整前）		調整額		
607,462円	=		615,256円	-	7,794円		

数 量 総 括 表

業 務 名 R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川情況把握業務）

江戸川河川事務所 管理課

数量総括表

業務名	R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川状況把握業務）					業 種 項 目	発注者支援業務等 河川状況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
河川状況把握業務		式		1			
河川状況把握		式		1			
河川状況把握		式		1			
事前調査・通報訓練		式		1			
状況把握		式		1			
江戸川							
状況把握		式		1			
中川・三郷放水路							
講習		式		1			
打合せ		式		1			
打合せ		式		1			
業務打合せ		式		1			
業務打合せ		式		1			

数量総括表

業務名	R 8 三郷・吉川河川維持工事（河川情況把握業務）					業 種 項 目	発注者支援業務等 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
直接経費		式		1			
旅費交通費		式		1			
旅費交通費		式		1			
旅費交通費（事前調査・通報訓練）		式		1			
旅費交通費（情況把握）		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務委託料		式		1			

令和 8 年度

R 8 三郷・吉川河川維持工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局

江戸川河川事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤ 発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥ 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。

ただし、変更予定技術者が、令和 9 年 3 月 1 日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第 3 条 主任技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期

間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （５）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は別紙一覧表内の工事でなければならない。
 - （６）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出しすること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成登録については、「土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受け場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県吉川市上内川地先 緯度 35° 56' 12.2" 経度 139° 50' 52"

終点 埼玉県三郷市戸ヶ崎地先 緯度 35° 48' 12" 経度 139° 51' 20.8"

第7条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須

登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、三郷出張所管内及び運河出張所（吉川市内）管内の堤防、護岸等の維持及び修繕、不法投棄及び漂着等による塵芥の収集、処分、河川管理上の支障物件の撤去等、三郷出張所管内及び運河出張所（吉川市内）管内の全般的かつ緊急的な河川維持、修繕、応急対策等を実施する工事である。

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2008年度 優 国土交通省 工事成績優秀企業 認定マーク

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は江戸川河川事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
経費動向表(工費)	元請、下請の工事費内訳

第 10 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 11 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 12 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員

の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１３条 情報共有システムの活用

- １．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。
- ２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、本工事で使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
- ３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
- ４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- ５．受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１４条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以

下、「審査会」という。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第15条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 18 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版：令和 7 年 3 月）」によることとする。

第 19 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 20 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 5 ～ 7 % 密粒再生	表層・基層
再生粒度調整碎石	R M — 4 0	上層路盤
再生クラッシャーラン	R C — 4 0	下層路盤・不陸整正・締め固め

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法（※）
	① 仮 設	仮 設 工 事 □ 有 ■ 無	□ 手 作 業 □ 手 作 業 ・ 機 械 作 業 の 併 用
	② 土 木	土 工 事 □ 有 ■ 無	□ 手 作 業 □ 手 作 業 ・ 機 械 作 業 の 併 用
	③ 基 礎	基 礎 工 事 □ 有 ■ 無	□ 手 作 業 □ 手 作 業 ・ 機 械 作 業 の 併 用
	④ 本 体 構 造	本 体 構 造 の 工 事 □ 有 ■ 無	□ 手 作 業 □ 手 作 業 ・ 機 械 作 業 の 併 用
	⑤ 本 体 付 属 品	本 体 付 属 品 の 工 事 □ 有 ■ 無	□ 手 作 業 □ 手 作 業 ・ 機 械 作 業 の 併 用
	⑥ その他 （ 殻 処 分 ）	そ の 他 の 工 事 ■ 有 □ 無	□ 手 作 業 ■ 手 作 業 ・ 機 械 作 業 の 併 用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の 種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト	常盤工業(株) 三郷工場	埼玉県三郷市新和4-490-1
コンクリート（無筋）	足立建材(株)	埼玉県八潮市木曽根593-1

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

常盤工業(株)三郷工場 ： ８時００分から１７時００分

足立建材(株) ： ９時００分から１７時００分

(4) その他

- ２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日

- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 1 条 建設リサイクル法第 1 1 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 2 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材 M を用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材 L を用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材 M を用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第 1 編 3－3－3 配合」に従うものとする。

第 2 3 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 7 年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第24条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和7年度版）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者は

URL (http://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又は、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 25 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 26 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

I. 架空線等の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

2．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員と協議するものとする。

4．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5．除草中に天端、法面、小段等に修繕を必要と思われる箇所を発見した時は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

6．堤防天端及びその周辺の一部区間は、「自転車歩行者専用道路供用区間」であることから、施工にあたっては十分注意するものとする。

7．堤防及びその周辺には光ケーブル等が埋設されていることから、施工にあたっては、埋設物に十分注意するものとする。なお、損傷を与えた場合には、直ちに監督職員に報告するとともに補修しなければならない。

8．水上での作業を実施する場合は、作業用救命衣を着用するものとする。

9．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

10．本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

11．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30 度（℃）以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度(℃)以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高 25 度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が 25 度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 度(℃)以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30 度(℃)以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30 度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30 度(℃)以上、又は WBGT が 25 度(℃)以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第 27 条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去 5 回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 28 条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に

明示し監督職員に提出するものとする。

第 29 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 30 条 特定調達品目の調査実績の集計

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 31 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 32 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。

4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第 3 3 条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 3 4 条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第 3 5 条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 3 6 条 週休 2 日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。

2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1 週 40 時間または 1 日 8 時間を超える労働時間を設定した月は、週休 2 日工事の対象期間外とする。また 1 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提

出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1 年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休 2 日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 37 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、施工箇所近隣の観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

２．本試行に関するアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 38 条 個人情報の取り扱いについて

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者

に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

10. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

11. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

12. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 39 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 40 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 39 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 39 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に

使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 4 1 条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に 登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 2 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査

に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事実施 状況	出来高		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 3 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4 ）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の

施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

- ６．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- ７．提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
- ８．ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ９．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- １０．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- １１．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。
- １２．ＶＥ提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。
- １３．評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
- １４．発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第４４条 生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載するこ

ととする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第39条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第45条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第46条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第47条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、工事監督支援業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第48条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第４９条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改訂令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第５０条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
施肥	施肥量等	施肥完了時
その他		監督職員が必要と認めた場合

第５１条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第 5 2 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月):(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 5 3 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来高管理図表
② 施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 5 4 条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 5 5 条 「建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式

1. 本工事は、「江戸川河川事務所 建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事とする。
2. 当事務所独自の表彰制度「江戸川河川事務所 建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式は、「担い手_様式－１」「担い手_様式－２」のとおりとする。
3. 受注者は、自ら立案実施した担い手確保・育成に関する取組について、工事完成時までに前項の様式により監督職員に提出することができる。
なお、提出は共通仕様書 3－1－1－16 「創意工夫」の様式に追加して提出すること。
4. 本表彰制度については、江戸川河川事務所のホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00839.html>) に掲載されているため、参照すること。
5. 本制度に係る取組については、設計変更の対象としない。

第 5 6 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

- ①気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
- ②気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 2 章 一般施工

第 57 条 雑工

雑工は、監督職員の指示に基づく作業を行うものとする。作業終了後は、各作業毎に使用する機械、材料、労務員数等について書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお、当初の雑工については下記のとおり見込んでいる。

労務費：普通作業員 100 人

機械経費・材料費：バックホウ 0.28m³ 180 台

処分費：コンクリート殻（無筋） 10t

アスファルト殻 10t

また、雑工については設計変更の対象とする。

第 3 章 除草工

第 58 条 除草工における河川維持の助言

堤防除草工、点検・巡視及び維持工は、河川の維持管理において重要な作業であることから、その品質の向上を図るため、各作業の留意事項に関して「河川維持管理技術者」の資格を有する者から助言を受けるものとする。

特に堤防除草工は、河川堤防の機能を正常に保つため、植生の草丈を抑制し、堤防の変状・異状箇所の発見および点検をしやすくするとともに、出水時の水防活動等を容易にするなど、堤防管理の基礎となる重要な作業であることから、「河川維持管理技術者」からの助言は、原則として工期内における第 1 回目の堤防除草作業着手前に受けるものとする。

また、助言を受けた内容等を記録し監督職員に提出するとともに、作業計画書・安全教育・訓練や KY 活動に活用するものとする。

「河川維持管理技術者」からの助言は、以下の内容を想定している。

【除草作業】

- ・堤防（植生含む）に求められる機能、堤防除草工の必要性
- ・堤防等の損傷・変状等に関する留意事項
- ・堤防法面等への影響等を考慮した除草作業時の留意事項
- ・河川特性や地域特性に応じた除草時期に関する留意事項

【点検・巡視】

- ・洪水時巡視や堤防点検に関する留意事項

【維持工】

- ・堤防等の補修に関する留意事項

なお、助言を受ける「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の必要経

費は、監督職員と協議の上、決定するものとし設計変更の対象とする。

「河川維持管理技術者」の情報については、一般社団法人河川技術者教育振興機構 HP (<http://www.ree.or.jp/registration-status/>) で公表されている。

第 59 条 兼用道路及び占用範囲

1. 兼用道路区間及び占用範囲について、肩、のり先（小段が兼用道路）及び占用の範囲より 1 m は別途工事で草刈りを実施するものとする。

なお、兼用道路の区間及び占用の範囲については、監督職員の指示によるものとする。

2. 隣接する別途工事と現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・除草集草時期については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

第 60 条 刈取高

1. 草の刈り取り高については、機械施工で刈り刃高を設定できる機種では、刈り刃高を 10 cm 程度に設定し、実施するものとする。

2. 上記により難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第 61 条 除草・集草

1. 本工事は面積算出・出来高計測について GNSS ローバーを用いた 3 次元計測技術を用いるものとする。

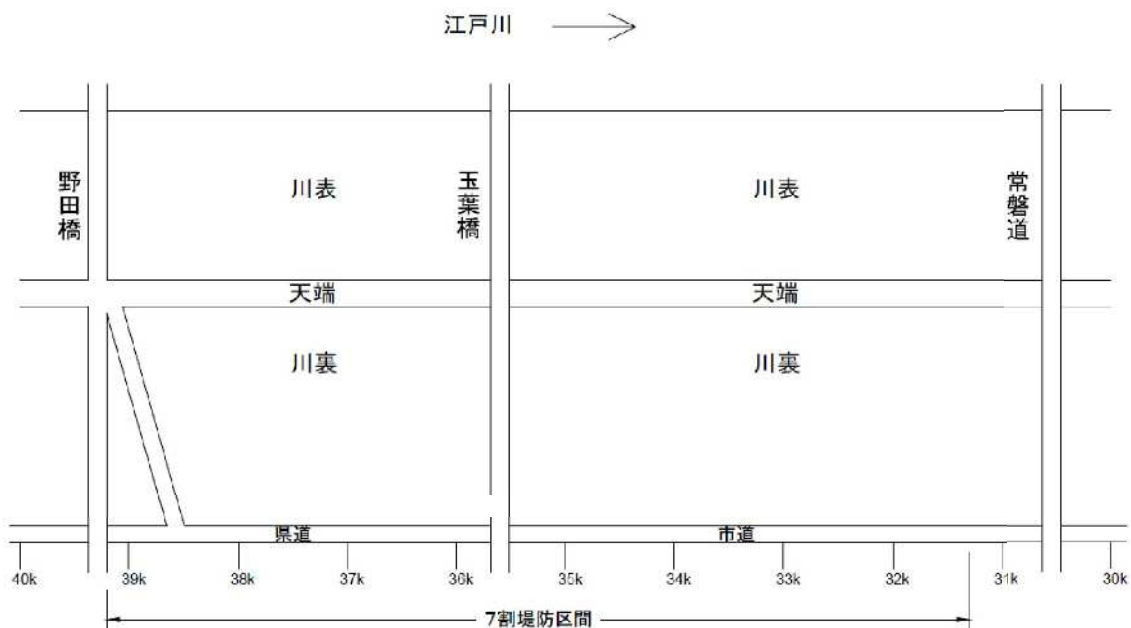
なお、上記によりがたい場合は別途監督職員と協議するものとする。

また、除草範囲については、除草展開図（座標データを記載したもの）により設定するものとし、除草展開図に関するデータは別途貸与するものとする。

2. 堤防に関する除草・集草については下表及び除草展開図を標準とするが、詳細は監督職員の指示によるものとする。なお、現場条件等よりこれにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

区分	除草回数	集草回数	備考
江戸川 川表	3 回	0 回	集草：D I D 区間（三郷市）1 回
江戸川 川裏	3 回	0 回	
江戸川（7 割堤防区間）川表	3 回	0 回	
江戸川（7 割堤防区間）川裏	2 回	0 回	
中川 川表	2 回	0 回	
中川 川裏	2 回	2 回	
三郷放水路 川表	2 回	1 回	
三郷放水路 川裏	2 回	2 回	
用地買収地箇所	2 回	1 回	

7 割堤防区間範囲模式図



3. 施工時期については、監督職員の指示によるものとする。
4. 沿川住民等地元調整により緊急的な除草作業や除草実施内容（除草箇所・時期・期間等）について監督職員から指示があった場合は、速やかに対応するものとする。
5. 除草は原則としてハンドガイド式で行うものとするが、構造物周辺や民家等が近接する箇所等については急勾配対応型除草機械（遠隔走査式）及び肩掛式でおこなうものとする。
6. 機械式の草刈機を使用する場合は、『安全装置』及び『飛び石等飛散防止装置』を装備している機種を使用すること。
安全装置とは、操作員が操作レバーから手を放すと中立に戻り、走行が停止すること、又は操作員と機械をひもで結び、操作員が機械から離れるとひもの先のスイッチが働き、走行が停止する装置である。
7. 肩掛け式の草刈り機を使用する場合、飛び石等飛散防止措置が必要な範囲については、飛び石等飛散防止対策に併せて上下刃逆回転式の機械を使用すること。
8. 堤防除草中、堤防に漏水、陥没、損傷等異常が確認された場合には、箇所、範囲等必要な情報を速やかに監督職員に報告すること。
9. 除草後の刈草については堤防植生に支障を来すことのないよう配慮すること。
10. 集草については、堤防法面に支障を及ぼす事の無いよう実施しなければならない。

11 除草については、出水期前、台風期前、堤防点検前までに実施するものとする。

なお、詳細な時期については別途監督職員より指示する。

第62条 刈草運搬・処分

1. 刈草については、堤防法面維持に支障を及ぼす事の無いよう集草処理しなければならない。
2. 刈草処分において現地焼却を行う場合は、気象条件を十分考慮し、民家、交通等第三者に被害を及ぼすことのないようにしなければならない。また、周辺住民への周知を図るものとする。焼却後の残火については、完全に消火しなければならない。なお、焼却処分の掘削、散水作業に使用した機械費、材料費、労務費については当初契約には含まれておらず、契約変更の対象とする。
3. 刈草処分については下表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

対象区域	処分先	刈草処分費用	摘要
吉川市 三郷市	東埼玉資源環境組合 越谷市増林3-2-1	19,100円/t(税抜)	

第63条 養生工

1. 本工事は面積算出・出来高計測について GNSS ローバーを用いた3次元計測技術を用いるものとする。

なお、上記によりがたい場合は別途監督職員と協議するものとする。

また、除草範囲については、除草展開図（座標データを記載したもの）により設定するものとし、除草展開図に関するデータは別途貸与するものとする。

2. 芝養生については、下表及び除草展開図を標準とする。なお、施工箇所、施工時期については、監督職員の指示によるものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

区分	芝刈回数	抜根回数	集草回数	備考
1年目	4回	1回	4回	
2年目	4回	0回	1回	
3年目	4回	0回	1回	

3. 除草は堤防の芝生の生育維持、生育環境の向上、雑草の生育抑制等芝生の健全な育成を図るために行うものとし、除草は原則として遠隔操作式及びハンドガイド式で行うものとするが、構造物周辺や民家が近接する箇所等については急勾配対応型除草機械（遠隔操作式）及び肩掛式でおこなうものとする。

4. 刈草処分については、前条によるものとする。

第 6 4 条 施肥

施肥は 2 回（1 年目）、1 回（2 ～ 3 年目）とし、下記によるものとする。なお、施工箇所、施工時期等の詳細については監督職員の指示によるものとする。

肥料の種類	散布量	摘要
普通化成肥料	300kg/万 m ²	N : P : K = 8 : 8 : 8

第 6 5 条 除草時における飛び石等の飛散防止対策

1. 飛び石等の飛散防止対策にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。
2. 飛び石等の飛散防止対策の実施範囲については、除草作業実施前に監督職員の確認を得るものとする。

第 4 章 河川状況把握業務

第 6 6 条 適用範囲

1. 本章は、出水時及び地震発生後の「状況把握業務」（以下「業務」という。）に適用する。
2. 現場説明書（現場説明書に対する質問回答書を含む。）、特記仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第 6 7 条 用語の定義

本業務に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。

また、管理技術者を本工事の現場代理人または主任技術者（監理技術者）が兼ねることとする。

5. 「状況把握員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理

技術者を除く。)をいう。

6. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
7. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
8. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
9. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
10. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発刊年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
11. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第68条 一般留意事項

1. 管理技術者は、本特記仕様書第71条で示された業務の適正な履行を確保するため、状況把握員を指揮監督しなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたって、設計図書等の内容を十分理解し、状況把握区域内についても精通しておかなければならない。
 - (2) 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 管理技術者は、本特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 状況把握員は、管理技術者のもとに本特記仕様書第71条のうち監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

第69条 状況把握員の資格

状況把握員の資格は、班の中で1名が下記の条件を満たす者とし、それ以外の状況把握員は資格をもとめないものとする。

なお、資格を有しない状況把握員が業務に着く場合は、特記仕様書第70条による講習を受講するものとする。ただし、講習のどちらかを受けていれば業務に着くことが出来るものとする。

状況把握員の資格は、下記の条件を満たす者であることとする。また、受注者は状況把握員として必要な資格要件を証明する書面（経歴書等）を提出すること。

区分	資格等
----	-----

状況把握員	下記の①、②、③、④いずれの要件等を有するものであること。 ①河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。 ②１級土木施工管理技士の資格を有する者。 ③２級土木施工管理技士の資格を有する者。 ④発注者が上記③と同等以上であると認めた者。 ※④でいう同等とは下記のとおりとする。 ア)２級建設機械施工技士 イ)２級造園管理技士 ウ)２級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、うち河川工事に関する実務経験を１年以上有してる者。 エ)地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合開発事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験を有している者。
-------	--

第 70 条 状況把握員の講習

特記仕様書第 69 条に求める資格を有しない状況把握員を配置する場合には、災害時において重要な作業であることから、その品質確保を図るため、状況把握における留意事項に関して、「河川維持管理技術者」による以下の講習を受けるものとする。

「河川維持管理技術者」の講習は、業務期間中の業務実施前に受けるとともに、その内容を記録し提出するものとする。

① 状況把握業務に関する基礎講習（0.5 日／年）

② 特記仕様書第 71 条に関する現場における実務講習（1 日／年）

※特記仕様書第 80 条とは別に実施するものとする

講習における「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の経費は、監督職員と協議の上、必要額を設計変更の対象とする。

第 71 条 業務内容

状況把握員の業務内容は、以下のとおりとする。

1. 出水時の状況把握

出水時の状況把握については、「関東地方整備局出水時河川巡視規則（平成 23 年 12 月 26 日付け国関整河管第 127 号）」（以下、「出水時巡視規則」という。）によるものとする。

なお、水防団等への水防作業等の指導助言等の対応は行わないものとする。

2. 地震発生後の状況把握

地震発生後の状況把握については、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領（令和 4 年 8 月 22 日付け国関整河管第 92 号）」（以下「地震点検要領」という。）によるものとする。

３．その他

その他、監督職員の指示に基づき、業務を行う。

第 7 2 条 業務の履行範囲

業務の履行範囲は、次に示す河川区域及び河川保全区域（以下「業務履行区域」という）とする。

出張所及び管理支所名	河川名	上流端キロ杭		下流端キロ杭		摘要
		左岸	右岸	左岸	右岸	
三郷出張所	江戸川		29.6		19.8	
	中川	27.8		19.6		
	三郷放水路・大場川放水路・大場川・第 2 大場川	三郷水門		三郷排水機場		

第 7 3 条 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち下記の項目について記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- １．業務の内容、実施項目
- ２．業務の実施体制
- ３．業務の実施方法
- ４．連絡方法、連絡体制
- ５．その他の業務実施上の必要となる事項

第 7 4 条 打合せ

業務打合せは、当初及び業務完了時の 2 回とする。

第 7 5 条 状況把握員の班編成・頻度

本業務における状況把握員の班編成は下記のとおりとし、長時間にわたる場合は、交替班を用意するものとする。

また、あらかじめ班毎の名簿を監督職員に提出するものとし、交替班の場合も同様とする。

出張所	班体制
三郷出張所	2 班（江戸川 1 班：状況把握員 2 名、運転手 1 名） （中川・三郷放水路 1 班：状況把握員 2 名、運転手 1 名）

第 76 条 状況把握員の携帯品

状況把握員は下記のものを必ず携帯すること。

1. 状況把握手帳、地震点検要領及び筆記用具。
2. 携帯無線機（替電池付）
3. 身分証明書（腕章）
4. カメラ
5. 照明器具
6. 安全ロープ
7. 鎌、巻尺、ポール（目印用）
8. その他、必要が認められるものについては、監督職員と管理技術者が協議するものとする。

なお、発注者貸与品は、状況把握手帳、地震点検要領、携帯無線機及び替電池、身分証明書（腕章）とする。

第 77 条 貸与品の使用

貸与品の取扱いについては十分注意することとし、明らかに受注者の責に帰すべき事由による故障・破損・損傷等が発生した場合は、修理等必要な措置を講ずること。

第 78 条 貸与品の返却

貸与品は、業務完了後速やかに返却しなければならない。

第 79 条 身分証明書

状況把握員は、発注者が交付する身分証明書を常に携帯し、部外者からの身分証明書の提示要求があった場合は、これを提示しなければならない。

第 80 条 事前調査・通報訓練

現地状況を十分把握するため、業務履行区域について、事前調査を行うとともに、状況把握の通報訓練を実施するものとする。

なお、実施日数は 1 日/年とし、管理技術者立合のもと、交替班の要員を含め、訓練を実施するものとし、日時については監督職員と管理技術者が協議して定める。

第 81 条 状況把握の出動・開始及び終了

出水時及び地震発生後、監督職員の指示により、管理技術者が状況把握員を出張所等へ出動させるものとする。ただし、状況把握班の出発及び帰着場所は三郷出張所とする。

なお、監督職員が不在等のときは、管理技術者が河川情報等により情報を得て

状況把握員の出勤を指示するものとする。ただし、状況把握員においても出勤条件を熟知しておくとともに、大規模地震による電話回線の輻輳等により管理技術者の指示が届かない場合を想定し、定められた参集場所に自主的に参集できるよう情報の収集に努めること。

また、状況把握の開始及び終了は、監督職員が管理技術者に指示するものとする。

出水時の観測所毎の集合等の基準

観測所名等	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸
野田	4. 6	6. 3	(江戸川) 自 野田市東金野井地先 至 流山木地先	(江戸川) 自 松伏町築比地地先 至 三郷市高州四丁目 地先
吉川	3. 3	3. 6	(中川) 自 松伏町大字下赤岩地 先 至 大場川合流点	(中川) 自 松伏町大字下赤岩 地先 至 圀川合流点

地震発生後の出張所毎の対象震度発表地点

気象庁発表地点

出張所	発表地域	発表地点
三郷出張所	埼玉県南部	八潮市中央
		三郷市中央
		吉川市きよみ野
	千葉県北西部	松戸市根本
		松戸市西馬橋
		流山市平和台
	東京都23区	足立区神明南

第82条 河川情報・地震情報の入手

河川情報（水位、雨量等）・地震情報（各地の震度等）は、電話応答装置、インターネット等により収集するものとする。

電話応答装置：（水位）04－7125－2946

URL：<http://www.river.go.jp/>

<http://i.river.go.jp/>

<http://www1.river.go.jp/>

川の防災情報

” （携帯電話版）

水文水質データベース

<http://www.keitai-taisei.ktr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局体制発令支援メニュー

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/> 江戸川河川事務所

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/m> // (携帯電話版)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/> 国土交通省関東地方整備局

<http://www.wni.co.jp/> (株) ウェザーニューズ

<http://www.jwa.or.jp/> (財) 日本気象協会

第 8 3 条 状況把握の方法・実施時間

車両により状況把握を実施することを原則とし、速やかに堤防天端等から川表、川裏を同時に把握すること。

ただし、必要に応じて車外にて状況把握を行うものとする。

出水時の状況把握は業務履行区域を原則とし、概ね 1 時間で 1 巡するものとする。

また、地震発生後の状況把握は、地震点検要領に基づくものとする。

状況把握班 1 班あたりの実施時間は、下表を見込んでいるが、実施時間の増減が生じた場合は、工期末までに精査変更する。

時間帯	勤務時間	実施時間
5 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	連続 8 h 以内	8 時間
	8 h を超える部分	4 時間

第 8 4 条 監督職員への報告

監督職員への報告は、携帯電話または監督職員より貸与した携帯無線機により直ちに行うものとし、携帯電話または携帯無線機による通信が出来ない場合は、公衆電話等により速やかに連絡するものとする。

なお、監督職員への報告は次のとおりとする。

1. 状況把握に出動した時。
2. 状況把握が完了した時。
3. 河川管理施設等に異常を発見した場合。
4. 提示報告（毎正時）
5. その他、異常に対する初期対応等の必要が生じた場合は、監督職員から管理技術者に指示するものとする。

第 8 5 条 状況把握員の安全等

1. 状況把握中において、業務を遂行することが危険と判断される場合は、業務を一時中断し、自らの安全を図るものとする。

また、その旨を管理技術者に報告し、管理技術者は監督職員に報告するも

のとする。その後の行動については、臨機の処置をとるものとする。

2. 状況把握員は、異常発見に細心の注意を払うものとするが、自身の安全には十分留意すること。

第86条 成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の成果品を提出するものとする。

1. 出水時

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 状況把握状況定時報告（洪水） | 1 部 |
| (2) 異常発見報告 | 1 部 |
| (3) 写真集 | 1 式 |

2. 地震発生後

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 状況把握状況定時報告（地震） | 1 部 |
| (2) 施設点検結果票（異常発見報告） | 1 部 |
| (3) 写真集 | 1 式 |

3. その他 監督職員が指示したもの 1 式

また、受注者は別紙様式－10、11を作成し、状況把握終了後、速やかに監督職員に提出するものとする。

第87条 その他

1. 大規模災害の発生時に、周辺道路等に大きな被災が確認され、業務場所に参集困難な時は、対応策を発注者と受注者が協議して定めるものとする。
2. 状況把握員の作業服・安全服・安全靴等常時身につけるものは、受注者で用意すること。
3. 本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合には、監督職員と管理技術者が協議し決定するものとする。

第88条 再委託

1. 本業務の「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
→業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項、第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

第 89 条 セキュリティ

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

受注者は、本業務の実施過程において知り得た情報を監督職員の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、業務履行にあたって庁舎 LAN に接続された OA 機器等を使用する必要がある場合には、発注者の指示に従うとともに、使用にあたっては国土交通省情報セキュリティポリシー及び関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順を遵守しなければならない。

第 90 条 業務の履行期間

業務の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 その他

第 91 条 苦情等の処理

工事中、沿川住民等より苦情又は意見等があった場合は、丁寧に対応し直ちに監督職員に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

第 92 条 後片づけ

工事施工に伴って堤防その他に損傷を与えた場合は、原形に復旧するものとする。

第 93 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 94 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 95 条 災害時における災害応急復旧の対応

1. 河川に災害等が発生し、監督職員から出動の指示を受けたときには、遅滞

なく当該箇所の応急復旧を実施し、設計変更の対象とする。

2. 業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材を速やかに報告するものとする。

第96条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	20条 62条

(情況把握 別紙様式-10)

業務処理結果報告書

[illegible]

実績確認報告様式（〇/〇）

別紙様式—11

平成〇年〇月〇日（〇曜日） 会社名：〇〇〇〇株式会社 記入者：〇〇 〇〇

業務名：〇〇〇〇工事（ <u>情況把握業務</u> ） 出水・地震名：台風〇〇号・〇〇地震 出張所名：〇〇〇〇出張所 履行範囲：〇〇水系〇〇河川〇岸〇〇k m～〇〇k m									
職種	班 名 氏 名	集 時 刻 (出張所等集合)	巡視開始 指示時刻 (現地到着)	交替時刻	巡視終了 指示時刻 (巡視中止指示)	解散時刻 (業務完了指示)	作業時間	休憩時間	実作業時間
情況把握員 A	第1班 河川 太郎	8月8日 9:00	8月8日 9:30	前の班から	8月8日 17:30	8月8日 17:30	8時間30分	休憩①	7時間45分
				月 日 :				8月8日 11:30	
				次の班へ				～ 8月8日 11:45	
				8月8日 17:30				8月8日 13:45	
								～ 8月8日 14:00	
								8月8日 16:00	
	～ 8月8日 16:15								
				合 計			0時45分		
情況把握員 B	第1班 河川 次郎	8月8日 9:00	8月8日 9:30	前の班から	8月8日 17:30	8月8日 17:30	8時間30分	休憩①	7時間45分
				月 日 :				8月8日 11:30	
				次の班へ				～ 8月8日 11:45	
				8月8日 17:30				8月8日 13:45	
								～ 8月8日 14:00	
								8月8日 16:00	
	～ 8月8日 16:15								
				合 計			0時45分		
運 転 手	第1班 河川 三郎	8月8日 9:00	8月8日 9:30	前の班から	8月8日 17:30	8月8日 17:30	8時間30分	休憩①	7時間45分
				月 日 :				8月8日 11:30	
				次の班へ				～ 8月8日 11:45	
				8月8日 17:30				8月8日 13:45	
								～ 8月8日 14:00	
								8月8日 16:00	
	～ 8月8日 16:15								
				合 計			0時45分		

担い手_様式ー1

担い手確保・育成に関する実施状況 （概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者 名	△△建設（株）
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 - 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 - 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール - 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境（更衣室、休息場所、清潔なトイレの設置等）の整備 - 等		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 - 等		
☐ その他			

※ 朱書きは、記載例を表す。

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名：□□出張所

工 事 名	〇〇工事		受注者名	〇〇建設（株）	
項 目	様式－１の「項目」を記載				
実施内容	様式－１の「実施内容」を記載				
実施日（期間）	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（〇日間）		対象者・人数	〇〇高校、〇名	
他工事との合同実施	☐ 有り ☐ 無し		合同実施工事名	（〇〇工事）	
マスコミ取材	☐ 有り ☐ 無し		取材会社名	（〇〇新聞社、△△テレビ）	
(具体的な実施内容の説明)					
(添付図・写真)					

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※ 朱書きは、記載例を表す。

三郷・吉川河川維持工事

○近隣地域一覧

（１）茨城県

古河市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、猿島郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町、北相馬郡利根町

（２）埼玉県

さいたま市、川口市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町

（３）千葉県

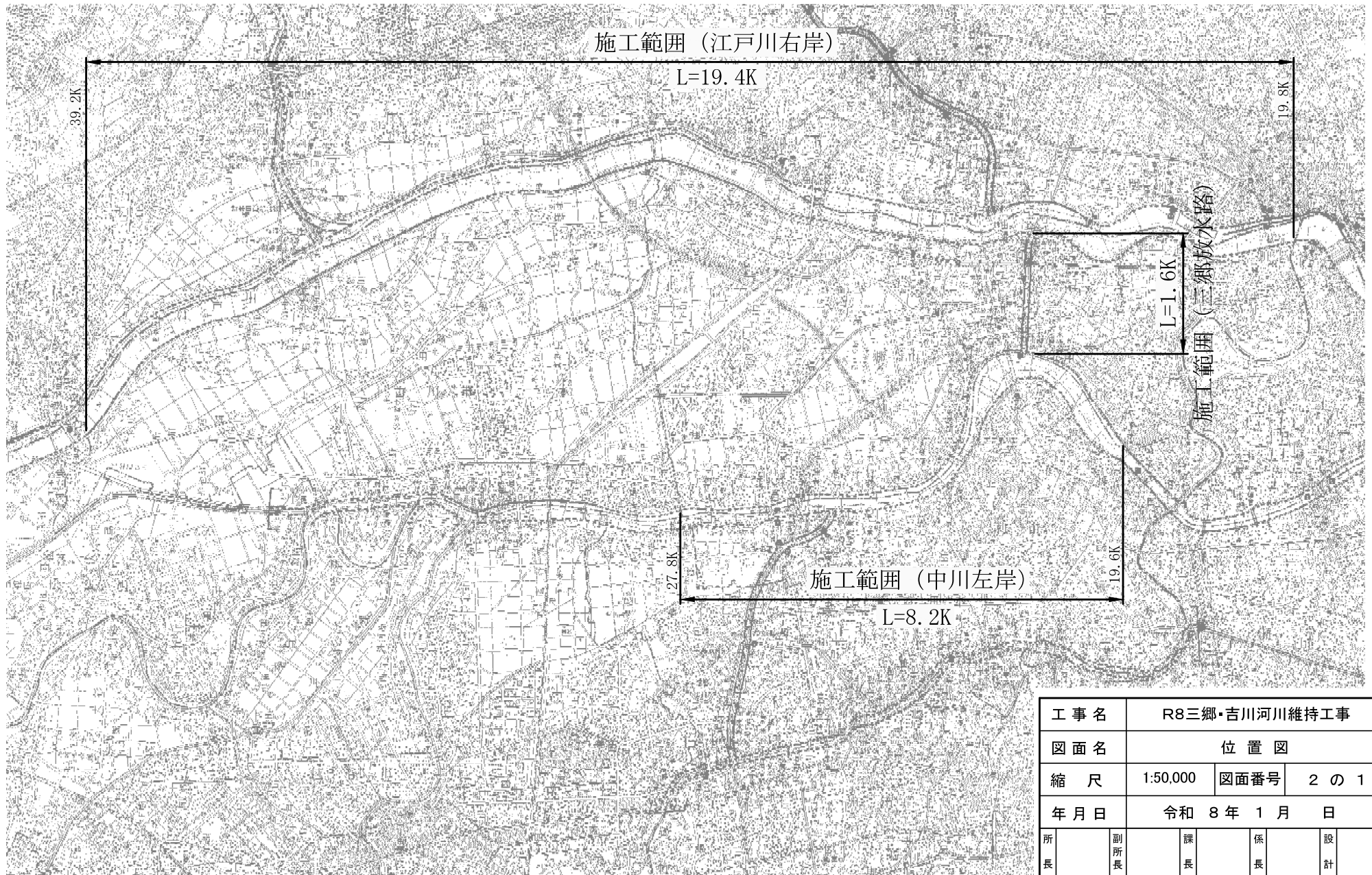
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市

（４）東京都

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市

位置図

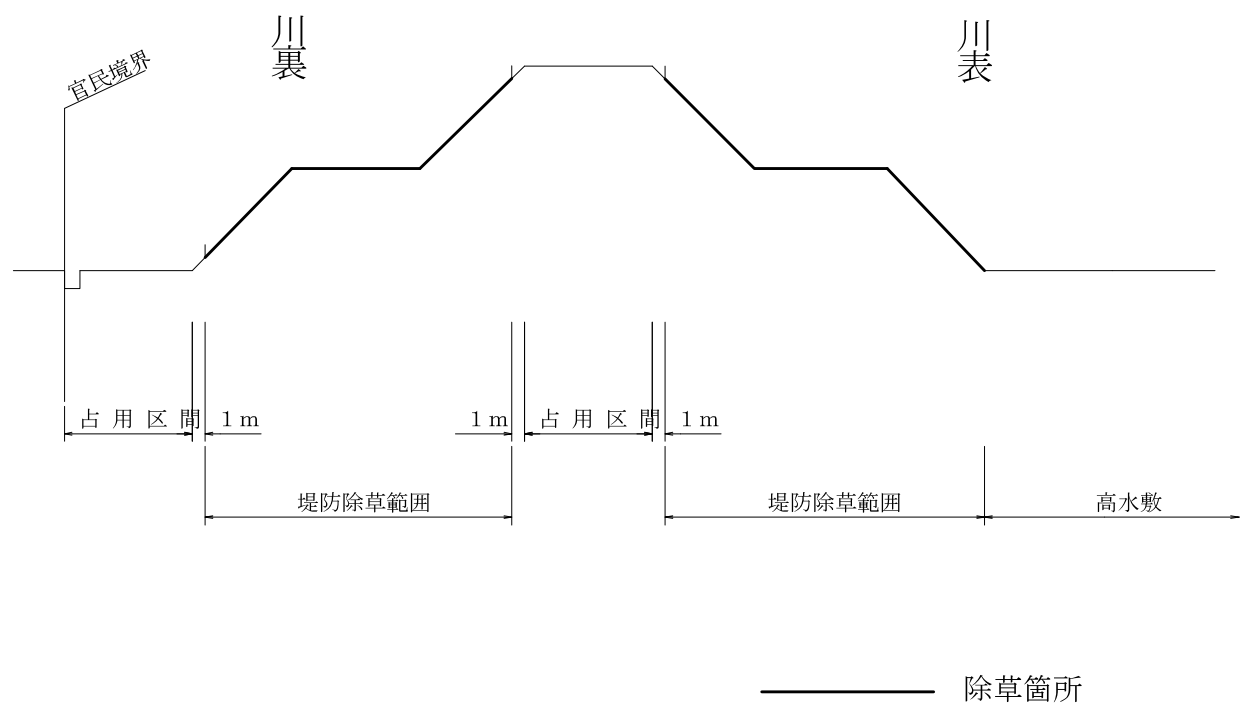
S=1:50,000



工 事 名		R8三郷・吉川河川維持工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1:50,000		図面番号		2 の 1			
年 月 日		令和 8 年 1 月 日							
所 長		副 所 長		課 長		係 長		設 計	
国土交通省 江戸川河川事務所									

除草工標準横断面図

堤防除草標準断面図



工事名	R 8 三郷・吉川河川維持工事		
図面名	除草工標準横断面図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	—	図面番号	2 の 2
設計会社名			
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		